

国東市告示第 88 号

国東市ケーブルテレビ番組モニター設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 4 月 13 日

国東市長 三 河 明 史

国東市ケーブルテレビ番組モニター設置要綱

(設置)

第 1 条 国東市ケーブルテレビの自主制作番組(以下「番組」という。)に対する市民の意見及び感想を迅速に把握し、今後の番組制作等に活かすため、国東市ケーブルテレビ番組モニター(以下「モニター」という。)を設置するものとする。

(職務)

第 2 条 モニターは、番組を視聴し、番組の構成や内容についての感想や意見等(以下「レポート」という。)を提出するものとする。

(募集及び登録)

第 3 条 モニターの募集は、原則として公募とする。

2 募集人数及びレポート内容等モニターの職務の実施に必要な事項は、募集要項により年度ごとに定めるものとする。

3 モニターに応募しようとする者は、前項に規定する募集要項に沿って申し込み、政策企画課長による登録を受けなければならない。

4 政策企画課長は、前項の規定により申込みをした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申込みをした者をモニターとして登録するものとする。

(1) 番組を視聴できる 18 歳以上の者

(2) W e b の閲覧、電子メールの送受信等、レポートの提出に必要なインターネット環境を有する者

(3) モニター経験がある場合、アンケートに関係のない話題、公序良俗に反する回答等を頻繁にしていない者

(4) 第 6 条に定めるレポート公開基準を承諾した者

(任期)

第 4 条 モニターの任期は、モニターとして登録を受けた日から当該年度末又は登録を解除された日までとする。

(登録の解除)

第 5 条 政策企画課長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するとき、モニターの登録を解除することができる。

(1) 募集要項に定めるレポートの提出がないとき。

(2) レポートに番組と関係のない話題、公序良俗に反する回答等が頻繁に見受けられたとき。

(3) モニターから登録解除の申出があったとき。

(レポート公開基準)

第6条 提出されたレポートについては、国東市ホームページ及び国東市ケーブルテレビ放送番組審議会にて公開することとする。

2 公開の際、次の各号のいずれかに該当する場合は、政策企画課において修正又は削除をすることができる。

- (1) 誤字、脱字又は文章の錯誤があったとき。
- (2) レポートが番組に関係のない内容であったとき。
- (3) 個人が特定される内容であったとき。
- (4) 誹謗中傷に当たる内容であったとき。
- (5) 公序良俗に反する内容であったとき。
- (6) 個人と市等の間で調整をしている案件に関する内容であったとき。

3 レポートを公開する際は、最大限プライバシーに配慮するものとする。

(経費負担)

第7条 インターネット接続に係る経費及び通信費は、モニターの自己負担とする。

(謝礼)

第8条 モニターへの謝礼は、年度ごとに予算の範囲内で交付する。ただし、第5条の規定により登録の解除を行った場合は交付しない。

(庶務)

第9条 モニターについての庶務は、政策企画課広報係において処理する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。